



発行所 **全大阪消費者団体連絡会**
 〒540-0026 大阪市中央区本町2丁目1番19-430
 TEL.06-6941-3745 FAX.06-6941-5699
<https://osakacon.org/>
 発行人 全大阪消費者団体連絡会
 印刷 株式会社 耕文社
 個人購読料 年間5,000円(送料込み・消費税別)
 購読料送金先 (口座名・全大阪消費者団体連絡会)
 郵便振替口座 00900-9-8320
 三井住友銀行天満橋支店 普通預金口座 0969062
 近畿労働金庫大阪中央支店 普通預金口座 1161622

第3期大阪府消費者基本計画案へ意見提出

「大阪府消費者基本計画(第3期)案」に対する意見募集が11月27日まで行われた。年度末に計画が策定され、次年度より実施されることになっている。今回、寄せられた意見が真摯に受け止められ、よりよい計画として実施されることを期待する。

以下、大阪消団連が11月26日に提出した意見の主な10項目の概要を紹介する(全文は <https://osakacon.org/data/opinion/20241126opinion-osakafuplan.pdf> に掲載)。

1. 消費者団体の自主的活動への支援を、「消費者施策の方向性と展開」の項目に追加すること
 (理由) 消費者市民社会を【めざすべき姿】とするのだから、そのために不可欠と考えられる消費者団体の活動に対して、府の施策として支援を行うことを明確に位置づけるため。
2. 高齢者等の消費者被害防止の見守りネットワークについては、府内全市町村での見守り活動とその効果的な運営が行われるよう市町村を支援すること。大阪府による消費者安全確保地域協議会の設置と、府内自治体による消費生活協力団体・協力員の委嘱推進も盛り込むこと
 (理由) 今求められているのは、被害防止のための見守り活動の府内全域での早急な実施であることから、消費者安全確保地域協議会形式以外も含め、地域の状況に即した効果的な見守りが実際に行われるようにするため。
3. 消費者教育について、若者世代を最重点に位置づけること
 (理由) 同世代の多数が所属する中・高・大学で、社会に出る前に実践的な消費者教育を行うことが効果的と考えるため。

4. 消費生活相談体制の広域連携については、適切なあり方の検討にとどめること
 (理由) 広域連携には消費者にとって懸念される事項もあり、事実上棚上げ状態の国の消費生活相談DX化に伴う広域連携構想を想定するような記述は適当でないとするため。
5. 消費生活相談内容をより詳細に分析し、その結果を必要な対策の強化にまでつなげること
6. 消費者保護条例の見直しの必要性の検討の場として審議会での部会設置を盛り込むこと
 (理由) 前回改正から10年が経過し、「必要に応じて見直し」とするのだから、その検討方法も具体化しておくことが望ましいと考えるため。
7. 闇バイト・ホストクラブ問題の記述を補強すること
8. 数値目標を強化すること
 - ① SNSフォロワー数目標を8800人に
 - ② 府内の消費者行政担当職員研修参加率目標を参加自治体100%に
 - ③ 大阪府HP消費生活辞典アクセス目標50000件を追加
 - ④ 府内の相談員研修参加率目標100%を追加
9. 計画期間の見直しを3年目途とすること、検証結果を報告する審議会は毎年度少なくとも被害防止と消費者教育で各2時間の審議時間を確保すること
10. 参考指標・数値目標にある認知度・理解度については、できるだけ客観的に信頼できるデータを収集し評価すること

主な内容	第3期大阪府消費者基本計画案へ意見提出……………1
	消費税関西連、代表者会議開催……………2~3
	関西消懇質問への大阪ガスの回答……………4~11
	ニュースピックアップ……………12